

ローゼンヴィラ藤原短期入所生活介護事業（ユニット型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が運営する特別養護老人ホーム ローゼンヴィラ藤原（ユニット型）（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が、連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業所は、利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ローゼンヴィラ藤原（ユニット型）
- (2) 所在地 千葉県船橋市藤原8-17-3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業者勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（従来型及びユニット型と兼務可）
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医 師 1名（非常勤・従来型と兼務可）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生 活 相 談 員 1名以上（従来型と兼務可）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

- (4) ケアスタッフ 20名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名以上（従来型と兼務可）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（従来型と兼務可）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導及び栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、空床利用とする。(介護予防含む)

(指定短期入所生活介護事業の内容)

第6条 事業所は、介護に当っては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清しきを行う。
- 3 事業所は、心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 事業所は、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 事業所は、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 8 事業所は、送迎の必要な利用者に対しては、車両等により送迎を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業所は、提供したサービスのうち次に掲げるものについて、金額については別

表 1-1 に定める金額とする。その費用の全額を徴収する。ただし、介護保険負担限度額認定証等を提示された場合においてはこの限りではない。

(1) 居室の形態に応じた滞在費

(2) 食費

4 事業所は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。金額については別表 1-2 に定める金額とする。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書にて利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施区域は、船橋市（馬込町、馬込西、藤原、上山町、丸山、行田町、行田、前貝塚町、旭町、古作町、古作、夏見台）・市川市（柏井町、北方町、大野町、南大野、奉免町）・鎌ヶ谷市（馬込沢、中沢、北中沢、東中沢、道野辺、西道野辺、東道野辺、道野辺中央）の区域とする。

(食事の提供)

第 9 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体的状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 事業所は、利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

(1) 朝食 8時00分

(2) 昼食 12時00分

(3) 夕食 18時00分

(栄養管理)

第 9 条の 2 事業所は、利用者が別に定める疾病に罹患しており、かつ医師からの食事せんが出されている場合には、当該食事せんに基づく療養食を提供するものとする。

(機能訓練)

第 10 条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第11条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（オンライン等）を活用して行い、他職種にて3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。（身体拘束適正化委員会）

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時開催すると共に、年2回の研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上及び新規採用時に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備え、年2回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行う。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する訓練の実施に当たって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(掲示)

第17条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える事が出来る。

(勤務体制の確保)

第18条 事業所は、利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護職員等の勤務体制を定める。

- 2 事業所は、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、次に定める職員配置を行なう。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上のケアスタッフまたは看護職員を配置する。
 - (2) 夜間及び深夜については、3人以上のケアスタッフを配置する。
 - (3) 常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 事業所は、短期入所生活介護従事者等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以内
- 5 事業所は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていく為、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎

研修の受講を義務付ける。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、短期入所生活介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は入居者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 4 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回及び新規採用時に研修・訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第21条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 4 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のため委員会（オンライン等）及び職員に対する研修を新規採用時開催すると共に、年2回の研修を実施する。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため安全対策担当者を配置する。

(虐待の防止)

第22条 事業所は、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律』の趣旨に則り、利用者への虐待を未然に防止するために、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる委員会の設置を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の策定と従業者への周知を行う。
- (3) 虐待防止のための研修を新規採用時開催すると共に、年2回の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者の配置を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程及び「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年船橋市条例第60号)に定める事項ほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

令和	4年	4月	1日	一部改正
令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	7年	4月	1日	一部改正
令和	7年	9月	1日	一部改正

別表 1 - 1

介護サービスの提供に要するサービス一覧表

令和 7 年 9 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
居室の形態に応じた居住費	当施設をご利用されるご利用者へ居室（ベッド）を提供いたします。	ユニット型 個室 2,000 円
食費	当施設をご利用されるご利用者へお食事・おやつ・飲み物を提供いたします。	朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 700 円

(注) 制度改正・価格上昇及び消費税等により金額の変動有り

(注) 介護保険負担限度額認定証等を提示された場合においてはこの限りではない

別表 1 - 2

サービスの提供に要する有料サービス一覧表

令和 7 年 9 月 1 日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
複写物交付サービス	当施設の資料が必要な場合、コピー機にて複写物を交付いたします。但し、A4サイズを基本といたします。 (財務諸表類、事業計画書、実績報告書など)	1 枚 20 円
各種証明書交付サービス	当施設が交付する証明書などが必要な場合にご利用いただけます。 ① 在籍証明、同一生計証明書、サービス提供証明書 ② 医療費控除確定申告用領収書	① 1 枚 300 円 ② 1 枚 750 円
外来者食事サービス	ご家族や当施設ご来館の方へ、お食事を提供いたします。(食材の状況により提供できない場合があるため要相談)	朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 700 円
対象エリア外サービス	通常の事業の実施区域を越えてサービスの提供をいたします。送迎実施区域を越えた地点より料金が発生します。	1 km 300 円

(注) 価格上昇及び消費税等により金額の変動有り